

住民監査請求（朝鮮学園への土地使用貸借）について（概要）

平成24年 4月 6日付けで提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求とならない旨請求人に通知しました。（却下）

1 請求の要旨

本件請求の内容は次のとおりである。

昭和36年以降、大阪市は学校法人大阪朝鮮学園に対し無償で大阪市東成区東中本3丁目の市有地を貸している。

特定の学校法人に市有地を無償で貸すことは、憲法第14条、地方自治法第237条第2項に反し、違法、又は不当である。

当該土地の無償の使用貸借契約により、有償の賃貸借契約と比べて、本来なら得られた土地代が損害として大阪市に生じている。

平成24年 4月より有償の賃貸借契約に変更されている。

その契約に相当する地代を、時効にかからない部分、平成14年 4月から平成24年 3月分を大阪朝鮮学園に不当利得返還請求をせよ。

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

- ・ 請求人は、大阪朝鮮学園との間で締結した無償の使用貸借契約が、違法、不当な財務会計上の行為にあたりと主張している。
- ・ 本件請求において、請求人は、昭和50年 6月10日に締結された土地使用貸借契約について、当該契約の締結そのものが、憲法第14条、地方自治法（以下「法」という。）第237条第2項に反し、違法又は不当である旨主張していると解される。
- ・ 監査請求を行うことのできる期間は、当該契約を締結した日から1年以内であり、本件請求が平成24年 4月 6日に提出されているため、請求の対象となる財務会計上の行為からすでに1年以上経過している。
- ・ ただし、1年を経過していても「正当な理由」がある場合はこの限りではない（法第242条第2項）とされている。
- ・ また、「正当な理由」の有無については、最高裁の判例では、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、特段の事情がない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきとされている。
- ・ これを本件請求についてみると、請求人は、「正当な理由」があることについて主張していないが、本件請求内容は、請求人が事実証明書として提出した平成23年12月20日の新聞記事の範囲内のものとなっており、遅くとも請求人は、当該新聞記事により、大阪朝鮮学園に対し無償貸与している事実を知ることができ、当該行為そのものを対象とした監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容について知ることができたと考えられる。
- ・ 本件請求の場合、監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容について知ることができた平成23年12月20日から監査請求が提出された平成24年 4月 6日まで3か月半以上経過しており、これまでの判例や裁判例等からも、相当な期間内に監査請求されたものとは言えない。
- ・ そうすると、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。